

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項中

審議官	部次長	局次長	知事公室次長
二種			

を

審議官	部次長	局次長	知事公室次長	産業振興総合センター所長
三種				

二種

に改め、

企画管理室長	技監
三種	

を

企画管理室長	技監	道路政策官	河川政策官
三種			

セ

表東京事務所の項中

所長
二種

を

所長
二種

改め、

主幹
五種

を

主幹	産業振興総合センター課長	産業振興総合センター室長	産業振興総合センター総括主任	産業振興総合センター研究員
五種	七種			

に改め、同

種

に改め、

課長	室長	参事	総務厚生センター ―所長
四種			

を

課長	室長	参事	総務厚生センター ―所長	産業振興総合センター ―部長
四種				

に

に改め、同表奈良県立大学の項を次のように改める。

檀原考古学研究所					檀原文化会館			文化会館			
部主幹	室長	課長	部長	副所長	主館	次長	館長	主幹	課長	次長	副館長
七種			四種		七種	四種	三種	六種	四種		

所長代理

[]

橿原考古学研究所附属博
物館

課長	館主館	次長	副館長	館長
七種			五種	三種

別表第一奈良県立大学事務局の項及び奈良県立大学附属図書館の項を削り、同表万葉文化館の項の次に次のように加える。

民俗博物館

課主幹	課長	主幹	次長	館長
七種		六種		三種

別表第一民俗博物館の項から橿原文化会館の項までを削り、同表図書情報館の項中「グループコーディネーター」を「課長」に改め、同表産業振興総合センターの項及び産業会館の項を削り、同表高等技術専門校の次に次のように加える。

産業会館

館長
七種

別表第一農業研究開発センターの項中「研究企画・技術支援部長」を「研究企画推進

部長」に改め、同表新公会堂の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同表橿原考古学研究所の項及び橿原考古学研究所附属博物館の項を削る。

別表第二の一の表中「117, 900円」を「114, 600円」に改め、同表の三を削り、同表四を同表三とし、同表五から同表十までを同表四から同表九までとする。

別表第三の三を削り、同表四を同表三とし、同表五から同表十までを同表四から同表九までとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。